

休止中の介護保険指定事業者における指定更新について

豊中市 福祉部
長寿社会政策課

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者の指定を継続するためには、6年毎に指定の更新を受ける必要があります。

しかし、更新時期に休止中の事業所は、休止状態のままでは指定更新の申請ができません。休止中の事業所が更新申請をするためには、事前に事業の再開手続きが必要となりますので、適切にお手続きをお願いします。

なお、休止状態のまま指定の有効期間満了日を迎えた場合、満了日以降は指定の効力が失効し、介護保険サービスの提供及び介護報酬の請求ができなくなります。

また、指定の効力失効後は再開届での事業の再開はできず、改めて新規指定を受ける必要がありますのでご注意ください。

【休止事業所の指定更新までの流れ】

1. 事業再開の手続き

- ・事業再開前に事前協議を行い、再開予定日に指定基準を満たす体制が確保できるかを確認します。指定基準を満たす体制が確保できない場合、事業は再開できませんのでご注意ください。
- ・事前協議で指定基準を満たすことが確認できた事業所は、事業を再開し、再開後 10 日以内に市へ再開届を提出してください。
- ・再開届の提出に係る必要書類は「廃止(休止・再開)届必要書類及び届出方法」をご確認ください。

2. 指定更新の手続き

- ・再開届を提出後、指定更新に必要な申請手続きを行っていただきます。
- ・指定更新申請に必要な書類、申請日時等については、別途ご案内いたします。